

東京都立本所工科高等学校管理運営規定（定時制課程）

第1 目 的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立本所工科高等学校(以下「本校」という。)の管理運営に関して、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校 長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり及び公務を整理する。

副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督して、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

(ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことができる。)

- 1 部
教 務 部 教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い及び入学選抜等、教務に関すること及び図書等に関することを所掌する。
生活指導部 生徒指導計画・生徒会行事の立案・実施、生活指導全般、美化清掃、健康安全、給食に関することを所掌する。
進路指導部 進路指導・キャリア教育の計画立案・実施、就業指導、進路情報の収集・整理及び進路相談等、進路指導・キャリア教育に関することを所掌する。
- 2 学年
第1学年、第2学年、第3学年、第4学年を置く。
- 3 学科
総合技術科を置く。

4 教科

国語科、地理歴史・公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科、家庭科、工業科を置く。

5 企画調整会議

6 職員会議

7 委員会

入学者選抜委員会・・・入学者選抜に関する事項を所掌する。

教科書選定委員会・・・教科書選定に関する事項を所掌する。

開放事業運営委員会・・・開放事業に関する事項を所掌する。

教育課程委員会・・・教育課程に関する事項を所掌する。

募集対策委員会・・・生徒募集・学校説明会等に関する広報活動全般を所掌する。

パソコン委員会・・・パソコンの管理、ホームページ及びインターネット等に関する事項を所掌する。

学校運営連絡協議会事務局・・・学校運営連絡協議会の準備・連絡・アンケート集計等、学校運営連絡協議会に関する事項を所掌する。

学校給食運営委員会・・・学校給食に関する事項を所掌する。

学校安全委員会・・・学校安全・危機管理に関する事項を所掌する。

安全衛生委員会・・・教職員の労働安全及び衛生に関する事項を所掌する。

防災委員会・・・災害防止に関する事項を所掌する。

学校保健委員会（食物アレルギー対応委員会を兼ねる）・・・学校保健全般・生徒の健康増進に関する事項並びに生徒の食物アレルギーなどに関する事項を掌握する。

授業評価委員会・・・生徒による授業評価及び授業改善に関することを所掌する。

教育相談委員会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）・・・学校生活その他について、個々の生徒への適切な指導およびそのための研修会等を所掌する

学力向上推進委員会・・・生徒の学力向上に関する事項を所掌する。

防災教育推進委員会・・・防災教育の推進に関わる事項を所掌する。（学校運営連絡協議会で所掌することができる）

いじめ防止対策委員会・・・いじめ防止総合対策の実施に関する事項について所掌する。

学校サポートチーム・・・校内におけるいじめ防止総合対策実施の支援に関する事項を所掌する。（学校運営連絡協議会で所掌することができる）

「人間と社会」委員会・・・教科「人間と社会」の実施に関する事項を所掌する。

8 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会設置要綱を別途に定める。

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指

導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めた場合は、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営計画に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、及び学年担任代表とする。

3 校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

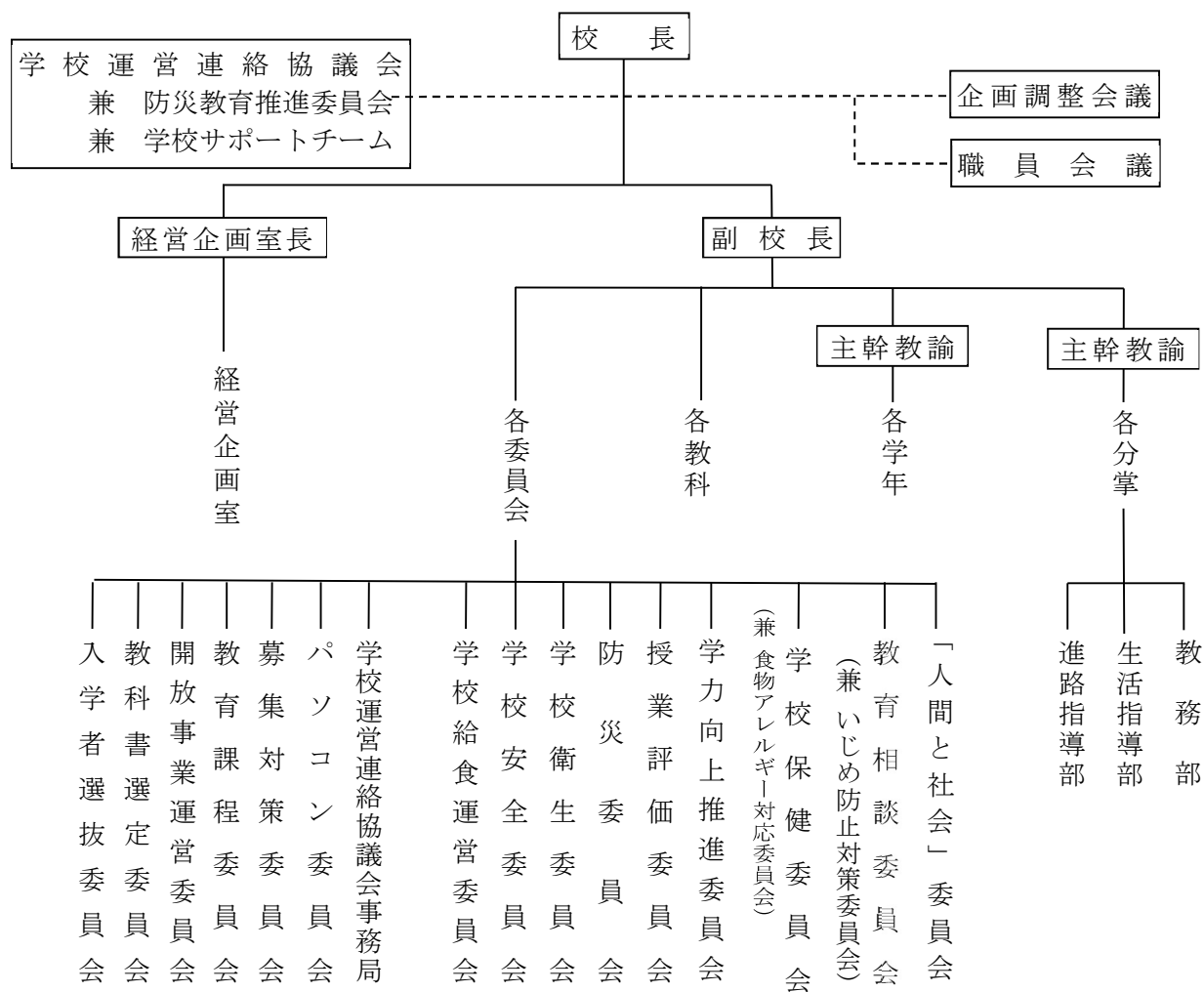
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 分掌組織

分掌組織は、図—1 のとおりとする。



図—1 分掌組織図

第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第14 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第 16 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

- ・ この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。